

令和2年7月20日（月）
午後3時30分
議会棟4階 第1委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第20号 職員の分限処分について

報告第21号 職員の分限処分について

報告第22号 市長からの意見聴取について

報告第23号 令和2年度における自主登校制度への協力依頼について

報告第24号 寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会規則の制定について

報告第25号 寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申について

議決事項

議案第22号 令和3年度使用小学校教科用図書の採択について

議案第23号 寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について

議案第24号 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について

議案第25号 令和2年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について

署名人

高須教育長

秋元委員

6月・7月教育委員会一般事務報告

(6月16日～7月20日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
6	18	木	6月市議会定例会(第1日)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	22	月	文教生活常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
	23	火	令和2年度管理職選考	校長 面接選考	総合教育研修センター
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	24	水	第2回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	令和3年度使用中学校教科用図書の採択について	総合教育研修センター
	25	木	令和2年度管理職選考	校長・教頭・指導主事 論述選考	総合教育研修センター
	29	月	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
30	火	6月市議会定例会(第2日)	一般質問	市議会議場	
7	1	水	6月市議会定例会(第3日)	一般質問	市議会議場
	2	木	6月市議会定例会(第4日)	一般質問	市議会議場
	3	金	大阪府都市教育長協議会	役員会・定例会	ホテルアウィーナ大阪
			校長役員会	7月校長会の案件について	総合教育研修センター
	6	月	文教生活常任委員会協議会	所管事項質問	議会棟4階 第1委員会室
	7	火	第3回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	令和3年度使用中学校教科用図書の採択について	総合教育研修センター
	8	水	令和2年度管理職選考	教頭・指導主事 面接選考	総合教育研修センター
	9	木	6月市議会定例会(第5日)	委員会付託(追加事件)、委員長報告	市議会議場
			予算決算常任委員会(文教生活分科会)	質疑(歳出)	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(全体会)	質疑(歳入)、討論、採決	市議会議場
	11	土	埋蔵文化財資料館企画展「指定40周年記念 国史跡高宮廃寺跡の歩み」(～令和3年7月11日)	文化財の展示	埋蔵文化財資料館
	13	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			大阪府都市教育長協議会		大阪府教育庁
			第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会 第1回会議	審議会	議会棟4階 第1委員会室
	14	火	北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
			校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
15	水	寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会公募委員選考要綱の制定について	審議会の公募委員を選考するための委員会を設置する要綱の制定		
16	木	大阪府都市教育長協議会		ホテルアウィーナ大阪	
		教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター	
20	月	教育委員会7月定例会		議会棟4階 第1委員会室	

7月・8月教育委員会行事計画書

(7月21日～8月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
7	31	金	大阪府都市教育長協議会（1日目）	夏季研修会	ホテルアウィーナ大阪
8	6	木	令和2年度第2回社会教育委員会会議	社会教育部所管事業について、その他	議会棟5階 第2委員会室
	17	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
	18	火	近畿都市教育長協議会	役員会	ホテルアウィーナ大阪
	21	金	大阪府都市教育長協議会（2日目）	夏季研修会	ホテルアウィーナ大阪
	24	月	教育委員会8月定例会		議会棟5階 第2委員会室
	28	金	校長役員会	9月校長会の案件について	総合教育研修センター
	31	月	9月市議会定例会（第1日）	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
			予算決算常任委員会（全体会）	決算審査の運営	市議会議場

報告第20号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年7月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和2年7月18日まで休職を命ずる

令和2年6月19日

寝屋川市教育委員会

報告第21号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年7月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和2年8月8日まで休職を命ずる

令和2年7月9日

寝屋川市教育委員会

報告第22号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年7月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

令和2年度寝屋川市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）

1 歳入 歳入歳出補正予算事項別明細書

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 教育費国庫補助金	629,484	58,000	687,484

節		明	
区分	金額		
	千円		千円
教育支援体制整備事業費補助金	2,000	教育支援体制整備事業補助 (補助基本額) 2,000千円 (補助率) 10/10	2,000
学校保健特別対策事業費補助金	56,000	学校保健特別対策事業補助 (補助基本額) 112,000千円 (補助率) 1/2	56,000

2 歳 出

8 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国府支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 教育指導費	1,850,323	12,610	1,862,933	6,305 国庫支出金	-	6,305	-
計	2,940,956	12,610	2,953,566	6,305	-	6,305	-

節 ・ 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額 千円	
10 需用費	2,079	[学ぶ力の育成]
一般消耗品費	2,079	1 確かな学力の育成に要する経費 12,610
13 使用料及び賃借料	10,531	新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業 オンライン授業配信
使用料	10,531	消 2,079 使 10,531

2 項 小学校費

3 学校保健体育費	111,939	67,794	179,733	33,897 国庫支出金	-	33,897	-
計	2,099,226	67,794	2,167,020	33,897	-	33,897	-

10 需用費	22,678	[教育環境の整備・充実]
一般消耗品費	22,678	1 学校園保健衛生の推進に要する経費 67,794
17 備品購入費	45,116	新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業 市立小学校衛生用品等購入
保健用備品費	45,116	消 22,678 備 45,116

3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源	-		
	千円	千円	千円	国府支出金	地方債	その他	千円
3 学校保健体育費	57,972	31,596	89,568	15,798	-	15,798	-
計	1,795,990	31,596	1,827,586	15,798	-	15,798	-

節・説明		事業概要	
区分	金額		
10 需用費	13,222	[教育環境の整備・充実]	千円
一般消耗品費	13,222	1 学校園保健衛生の推進に要する経費	31,596
17 備品購入費	18,374	新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業	
保健用備品費	18,374	市立中学校衛生用品等購入	
		消 13,222 備 18,374	

4項 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源	-		
	千円	千円	千円	国府支出金	地方債	その他	千円
1 幼稚園管理費	187,766	2,000	189,766	2,000	-	-	-
計	847,270	2,000	849,270	2,000	-	-	-

節・説明		事業概要	
区分	金額		
10 需用費	2,000	[教育環境の整備・充実]	
一般消耗品費	2,000	1 学校園保健衛生の推進に要する経費 (消)	2,000
		新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業	
		市立幼稚園衛生用品等購入	

報告第23号

令和2年度における自主登校園制度への協力依頼について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙の協力依頼について承諾することを臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年7月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

危防第 646 号

令和 2 年 7 月 13 日

学校教育部長 様

危機管理部長

令和 2 年度における自主登校園制度への御協力について（依頼）

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う市立小中学校等の一斉臨時休業に伴い、令和 2 年 3 月 2 日（月）から令和 2 年 3 月 24 日（火）までの間、自主登校園制度を実施しました。

各市立小学校の給食調理員の皆様方には、児童への食事提供に係る調理業務に多大なる御支援・御尽力を賜りましたこと、改めて心より感謝申し上げます。

本制度につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大期における対応として、緊急的に実施しましたが、本来、台風等の災害や事件、事故の発生時に働く保護者の負担軽減及び児童の居場所の確保を図るため、実施を予定していたものであり、今後当該事由が発生した際に本制度を実施することとしております。

つきましては、令和 2 年度に本制度を実施することになった際には、児童への食事提供に係る調理業務に各市立小学校の給食調理員の皆様方の御協力をいただきたく、御配慮を賜りますよう、よろしく願いいたします。

危機管理部防災課

担当 三木、神宮司

内線 本 2305 他 12305

危防第 647 号

令和 2 年 7 月 13 日

教育監 様

危機管理部長

令和 2 年度における自主登校園制度への御協力について（依頼）

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う市立小中学校等の一斉臨時休業に伴い、令和 2 年 3 月 2 日（月）から令和 2 年 3 月 24 日（火）までの間、自主登校園制度を実施しました。

各校園長をはじめ、教職員の皆様方には、受付、児童の見守り、プログラムの提供及び食事提供時のアレルギー対応等に多大なる御支援・御尽力を賜りましたこと、改めて心より感謝申し上げます。

本制度につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大期における対応として、緊急的に実施しましたが、本来、台風等の災害や事件、事故の発生時に働く保護者の負担軽減及び児童の居場所の確保を図るため、実施を予定していたものであり、今後当該事由が発生した際に本制度を実施することとしております。

つきましては、令和 2 年度に本制度を実施することになった際には、児童・生徒の見守り、1 日のプログラムの提供及び食事提供時のアレルギー対応等に各市立小中学校長及び教職員の皆様方の御協力をいただきたく、御配慮を賜りますよう、よろしく願いいたします。

危機管理部防災課

担当 三木、神宮司

内線 本 2305 他 12305

危防第 648 号

令和 2 年 7 月 13 日

社会教育部長 様

危機管理部長

令和 2 年度における自主登校制度への御協力について（依頼）

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う市立小中学校等の一斉臨時休業に伴い、令和 2 年 3 月 2 日（月）から令和 2 年 3 月 24 日（火）までの間、自主登校制度を実施しました。

留守家庭児童会指導員の皆様方には、児童の保育等に本来の勤務時間を超えて対応いただくなど、事業運営に多大なる御支援・御尽力を賜りましたこと、改めて心より感謝申し上げます。

本制度につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大期における対応として、緊急的に実施しましたが、本来、台風等の災害や事件、事故の発生時に働く保護者の負担軽減及び児童の居場所の確保を図るため、実施を予定していたものであり、今後当該事由が発生した際に本制度を実施することとしております。

つきましては、令和 2 年度に本制度を実施することになった際には、児童の保育等に留守家庭児童会指導員の皆様方の御協力をいただきたく、御配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

危機管理部防災課

担当 三木、神宮司

内線 本 2305 他 12305

報告第24号

寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会規則の制定について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年7月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）第 3 条の規定に基づき、寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、次条に規定する委員 13 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長及び教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 寝屋川市民生委員児童委員
- (4) 寝屋川市立小学校長
- (5) 寝屋川市私立幼稚園協議会会員
- (6) 寝屋川市立幼稚園長
- (7) 寝屋川市民間保育所協議会会員
- (8) 寝屋川市立保育所長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員となった日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長及び教育委員会は、特別の事情があると認める場合には、委員の任期中においても、委員を解嘱し、又は解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決すところによる。

(資料の提出等の要求等)

第7条 審議会は、その担当事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その担当事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第8条 審議会は、調査審議の結果を速やかに市長及び教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども部保育課及び教育委員会事務局学校教育部学務課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この規則の施行後最初に招集される審議会の会議は、第6条第1項の規定に

かかわらず、市長が教育委員会と協議の上、会議を招集する。

(寝屋川市幼児教育振興審議会規則及び寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会規則の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 寝屋川市幼児教育振興審議会規則（昭和 54 年寝屋川市教育委員会規則第 15 号）
- (2) 寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会規則（平成 30 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）

報告第25号

寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申について

寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問した令和3年度使用
中学校教科用図書の選定について答申を受けたので、教育委員会に報告し承認を
求める。

令和2年7月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫



令和 2 年 7 月 8 日

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫 様

寝屋川市立義務教育諸学校
教科用図書選定委員会
委員長 野呂 泰



令和 3 年度使用の寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書について (答申)

教育委員会より諮問のありました標記の件について、別添のとおり答申いたします。

記

1. 答申事項

(1) 令和 3 年度使用寝屋川市立中学校教科用図書の選定に関する事項

令和3年度使用
寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書について

(答申)

寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

1. 発行者(会社名) 4社
2. 東書 15. 三省堂 17. 教出 38. 光村

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、社会生活に必要な国語の知識及び技能について各教材を通じて適切な内容が取り扱われている。情報の扱い方については、東書では、「学びの扉」などで、三省堂では、「情報に関係づける」という大単元を各学年に設定し、教出では、各学年で複数の箇所に設定された「メディアと表現」の単元で、光村では、「思考のレッスン」や「情報整理のレッスン」で、全体を通じて学べるようになっている。

<人権の取扱い>

各社とも、文章、写真、挿絵、図、資料など、人権尊重の観点から配慮されている。戦争や平和、自然環境問題、多様性など、持続可能な開発目標(SDGs)とも関連させて教材がとりあげられている。さらに、すべての生徒にとって使いやすくわかりやすいように、フォントや文字のレイアウトや図等の配色などに配慮されている。

<内容の程度>

各社とも、生徒にとって興味・関心のある題材で、適切な文章の記述と分量になっている。東書では、働き方について考える題材、三省堂では、これからの生き方について考える題材、教出では、生きることの意味を考える題材、光村では、これまでを振り返るとともに、これからの生き方について語り合う題材が、それぞれ取り上げられている。

<組織・配列>

各社とも、各学年の目標や内容を踏まえて、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習できるよう、適切に単元が配列されている。東書では、各学年で「他教科で学ぶ漢字」のコーナーを設け、三省堂では、理科や外国語の学習内容と関連付けられた題材を取り扱い、教出では、「持続可能な未来を創るために」で、複数の教科等で総合的に取り組むことのできる内容を取り上げ、教科等横断的な視点も含めて配列している。光村では、「思考の地図」において課題を解決したり、考えを深めたりするための方法が図や挿絵を交えて示されている。

<創意工夫>

各社とも、言葉による見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びが実現するよう工夫されている。三省堂では、プレ教材で文章を読む観点を学習した後、本文を読み、学びを振り返る活動が取り扱われており、光村では、根拠となる情報を集め、説得力のある構成を考え、スピーチを行う活動が取り扱われている。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、巻頭には、教科書の構成や身に付けたい力が示されている。また、学習に役立つ情報をウェブサイトで見ることができるようにもなっている。東書では、紹介図書の冊数が最も多く、教出では、「自然/環境/科学」をはじめとして、様々なテーマ別に多様な本が単元ごとに紹介されている。光村では、高等学校で学ぶ古典や漢文の名作から名句・名言が幅広く紹介されている。

1. 発行者（会社名） 4社
2. 東書 15. 三省堂 17. 教出 38. 光村

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

東書と教出では、毛筆で学習する教材について、硬筆文字から書き方のポイントを学べるようになっている。光村では、硬筆練習帳「書写ブック」が別冊で学習できるようになっている。

<人権の取扱い>

各社とも、人権尊重の観点から、文章、写真、挿絵、図、資料などが適切に取り扱われている。また、すべての生徒にとって使いやすくわかりやすいようにフォントや文字の大きさ、レイアウトや図の配色など配慮されている。

<内容の程度>

各社とも、文字を効果的に書くことについて、発達段階を考慮した内容になっており、また、日常生活や学習活動に役立つ活動が取りあげられている。3年生において、東書では、目的に応じた工夫や手書き文字の特徴、三省堂では、文字に関わる仕事から文字の魅力、教出では多様な表現を通した文字の表現効果、光村では、文字の特徴と使い分けについて取りあげられている。

<組織・配列>

各社とも、各学年の目標や内容を踏まえて、系統的に単元が配列され、他教科と関連させた学習活動が示されている。また、書き方のポイントを学び、学んだことを日常生活にいかす構成となっている。毛筆指導のページでは、東書と三省堂では、左のページに手本、教出では、右ページに手本が示されている。光村では、基本的に見開きに1、2教材の手本が示され、手本の前のページに学習の進め方にそって、ポイントが配置されている。

<創意工夫>

各社とも、「楷書」については、基本の点画の書き方と筆使いを、朱書き等を用いてわかりやすく示している。目的や必要に応じて「楷書」や「行書」を選ぶことについては、東書、三省堂、光村ではイラストを用いて、教出では、写真を用いて、身近な場면을視覚的にわかりやすく示し、考えたり話し合ったりする活動が設けられている。東書と教出では、身の回りの題材（手紙・年賀状・色紙・のし袋・看板・ポスター等）を多く取り上げている。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、文字にまつわる「コラム」等が掲載されている。東書と光村では、「常用漢字表」と共に、「人名用漢字表」が楷書と行書で示されている。

1. 発行者（会社名） 4社
2. 東書 17. 教出 46. 帝国 116. 日文

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、単元のまとめで、地域の諸事情や地理的な特色についての理解を促し、地理に関する様々な情報を調べ、まとめるための内容が取り上げられている。現代的な課題の解決に向けて、帝国では、環境・防災・共生の視点で解説されており、教出では、單元ごとに視点を変えて学習内容を捉えなおすコーナーを設けている。帝国と日文では、「地域の在り方」として、近畿圏の都市を取り上げている。

<人権の取扱い>

各社とも、文章、写真、挿絵、図、資料などが人権尊重の視点から配慮されている。また、カラーユニバーサルデザインが採用されているとともにフォントやレイアウトなど配慮されている。東書では、地域の課題や文化について、教出では、民族や歴史的背景について、帝国では諸地域の多様な価値観や文化の共生をはかる人々の姿について、日文では、他国の尊重やさまざまな文化的背景を持つ人々の姿について紹介されており、世界の多様な文化の尊重について、理解できるよう適切に取り扱われている。

<内容の程度>

各社とも、資料について見やすく、比較しやすいよう配置されている。また、生徒の思考の流れを作るように、地域の人が登場し、語りかけるコーナーやキャラクターの発言などが取り扱われている。教出と帝国では、さらに本文の語句や内容に対する解説も取り扱われている。

<組織・配列>

各社とも、本文が中央、資料が周りというようにページが配置されていて、見開きごとに学習課題が明記されている。帝国と日文では、他分野や小学校の学習と関わりがある内容が示されている。教出では、他分野との関わりがある内容が、見開きの右下の「関連」に示されている。東書では「分野関連マーク」と「教科関連マーク」で示されている。

<創意工夫>

持続可能な開発目標（SDGs）に関して、教出と帝国では冒頭に、日文では「日本の諸地域」の学習のまとめとして取り上げ、東書では様々な学習の中で関連付けられ、主体的に現代の世界や日本の課題を、読み解いたり追及したりする学習展開になるよう工夫されている。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、まとめのページで学習した用語を確認でき、学習内容を確実に習得できるようになっている。東書、帝国、日文では、学習内容がより深く理解できるようなコラムが設けられている。教出では、学習内容から興味や関心を広げていくようなコラムが設けられている。

1. 発行者（会社名） 7社

1. 東書 17. 教出 46. 帝国 81. 山川 116. 日文
227. 育鵬社 229. 学び舎

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、歴史の流れを捉えられるようになっており、歴史の調べ方やまとめ方を説明するコーナーを設け、学び方についても学ぶことができるように構成されている。育鵬社では、小学校で学習した歴史的人物や資料について、見開き2ページの年表にまとめる形で、歴史の流れを振り返るようにしている。学び舎では、各章の振り返りの中で、学習したことを年表や地図に整理するとともに、説明するよう促している。

<人権の取扱い>

各社とも、文章、写真、挿絵、図、資料などが人権尊重の観点において配慮されており、生徒が認識を深められるよう工夫されている。

<内容の程度>

各社とも、歴史的事象の意味や意義、事象間のつながりが丁寧に説明されている。日文では、写真、挿絵、図、表などの資料について、その読み取りから導き出した学習の目当てを示すなど、配慮した内容となっている。東書では、多くのページで、話し合い活動の課題について取り扱われている。

<組織・配列>

各社とも、授業展開や学習の見通しがつきやすいように、本文がページの中央、資料が周りというように配置されている。東書、教出、帝国、山川、日文では、マークを付したり、関連用語を提示したりして、地理・公民との関連が工夫されている。

<創意工夫>

各社とも、他教科・他分野との関連を含めて、社会的事象や現代的諸課題について、より深く理解し、課題解決的な学習ができるよう工夫されている。東書では、「まとめの活動」において様々なチャート図を活用して、生徒が自分なりの考えを持ち、説明・議論できるようになっている。帝国では、持続可能な開発目標（SDGs）に関連する項目に、「SDGsマーク」を付け、社会的な課題としてとらえられるように工夫している。

<補充的な学習・発展的な学習>

東書、教出、帝国、山川、日文では、「QRマーク」や「二次元コード」などのデジタルマークが掲載され、学習に役立つ情報をウェブサイトで見ることができるようになっている。山川では、学習した単元全体の推移・因果関係などに着目したり、比較したりするための発問があり、時代の流れや特徴を確認できるように配慮されている。学び舎では、「現代の日本と世界」の内容を多く記載し、歴史を今日の課題と結び付け、よりよい社会の実現に向けて考えられるよう取り扱われている。

1. 発行者(会社名) 6社

2. 東書 17. 教出 46. 帝国 116. 日文 225. 自由社 227. 育鵬社

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、現代社会を捉えるため、多面的・多角的な見方や考え方を学ぶことができるように、生活に身近な事例を通して考えさせるよう配慮している。また、日文では編ごとに、東書、教出、帝国、自由社、育鵬社では章ごとに、設定されている課題を解決することを通して、個人と社会との関わりについて理解し、社会的事象に関する情報を調べ、まとめる技能が身に付くよう適切な内容が取り上げられている。

<人権の取扱い>

各社とも、人権尊重の観点から、文章、写真、挿絵、図、資料等が適切に取り扱われている。また、各社とも持続可能な開発目標(SDGs)についての記載があり、様々な視点から人権について考える視点を持つような工夫がされている。日文では、バリアフリー社会の実現のため、大阪府堺市の事例が取り上げられおり、実際に点字に触れられるようにするなど工夫がされている。

<内容の程度>

各社とも、生徒の発達段階に適した文章の記述や分量となっており、重要語句については太字で示されており、読み方が難しい語句についてはふりがながつけられている。また、写真・挿絵・図、表などの資料について、本文の内容に関連付けられた効果的な資料が用いられている。

<組織・配列>

各社とも、現在社会と生活の関わりを導入に、日本国憲法に基づく人権と政治、くらしと経済、地球規模の課題の順に配列されている。教科書のサイズはABワイド版で、本文見開き2ページが1つの単位となるようにまとめられており、ページ左右には、図表等の資料や解説が配置されている。

<創意工夫>

各社とも、地理的分野及び歴史的分野の学習の成果を活用するとともに、現代社会の見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びが実現するように工夫がされている。また、考察・判断したことを理論的に説明したり、立場・根拠を明確にして議論したりできるように工夫がされている。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、学習内容を確実に習得することができるような工夫がされている。さらに、東書は「Dマーク」、教出は「まなびリンク」、帝国と日文は「二次元コード」を示し、ウェブサイト上の情報を活用できるようになっている。

1. 発行者（会社名） 2社
2. 東書 46. 帝国

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、日本全図、日本地域図、世界全図、世界大陸全図、世界地域図が取り扱われている。また、巻頭に世界の主な国の名称と位置、地図の見方、地図帳や索引の引き方、巻末に日本の47都道府県の名称と位置及び都道府県庁所在地の名称を掲載し、地図の理解に必要な資料が取り上げられている。

<人権の取扱い>

各社とも、人権尊重の観点から、基本となる地図、文章、写真、挿絵、図、資料等が適切に取り上げられている。また、すべての生徒にとって使いやすくわかりやすいように、フォントや文字の大きさ、レイアウトや図の配色など配慮されている。

<内容の程度>

各社とも、日本地図において、すべての地方が100万分の1の縮尺で表されており、すべての都道府県の地図上に、産業、交通、環境、文化・歴史等、各分野の学習内容の情報が豊富に取り上げられている。また、基本となる地図に関連した資料については、各分野の目標を達成することができるように配慮されている。

<組織・配列>

各社とも、各分野の学習に活用できるよう、さまざまな資料が取り上げられている。また、図版等について、学習を効果的に進めることができるように配慮されている。帝国では、自然災害を扱うページにおいて、日本近辺のプレートの境界を示すなど、理科の学習内容と関連づけることができるようにしている。

<創意工夫>

各社とも、歴史的分野、公民的分野と関連した資料が取り扱われており、効果的に地図を活用できるよう工夫されている。東書では、関連する資料の参照ページを示す「ジャンプ」が設けられ、複数の資料を関連させて見ることを促し、学習に広がりを持たせられるようにしている。帝国では、「地図活用」コーナーの問いを通して、生徒が資料を読み取り、主体的に学習に取り組めるよう工夫されている。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、社会科の学習内容と関連付けながら、活用できるよう配慮されている。また、ICT機器を活用した学習として、二次元コードを設け、発展的な学習が行えるように工夫されている。東書では、白地図のダウンロードや地理院地図・持続可能な開発目標（SDGs）の情報ページへのリンクが掲載されている。帝国では、動画や衛星画像、統計資料やクイズなど様々なツールにアクセスし、発展的な学習が行えるように工夫されている。

1. 発行者（会社名） 7社

2. 東書 4. 大日本 11. 学図 17. 教出 61. 啓林館
104. 数研 116. 日文

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、基礎的な概念や原理・法則等を理解し、数学的に解釈したり表現・処理したりする技能が身に付くよう、適切な課題が設定されている。

<人権の取扱い>

各社とも、文章、写真、挿絵、図、資料など、人権尊重の観点から配慮されている。また、ユニバーサルデザインの観点から、フォントや配置、色、図などが工夫され、すべての生徒にとって扱いやすいように配慮されている。

<内容の程度>

各社とも、文章の記述内容や分量、写真、挿絵、図、表などの資料が発達段階を考慮したものになっている。また、事象を数理的にとらえ、自立的・協働的に解決する数学的な活動が取り扱われている。

<組織・配列>

各社とも、効果的な指導が行われるよう、本文・写真・挿絵・図・表など適切に配置されている。東書、大日本では、他教科と関連している箇所をマークで示している。教出、数研、日文では、各単元前に、学図では、各領域前に既習事項を確認するページが設定されている。啓林館では、生徒が主体的に学習することができるよう、裏表紙を先頭にして「自分から学ぼう編」が配置されている。

<創意工夫>

各社とも、単元の導入では、日常生活や社会の事象を基にした題材が扱われている。東書、大日本、学図、教出、日文では、問題発見・問題解決の流れを提示し、自分や周りの考えをまとめ、問題解決できるようになっている。啓林館では、「自分から学ぼう編」において、日常生活や社会、他教科との関わりを考えることができる題材が用意され、実社会や実生活との関連を図る工夫がされている。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、単元末や巻末に問題ページが設けられ、学習した内容を習得できるように配慮されている。啓林館、数研では、デジタルコンテンツを設けている箇所が多い。

1. 発行者(会社名) 5社

2. 東書 4. 大日本 11. 学図 17. 教出 61. 啓林館

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、自然についての理解や科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けられる内容が取り上げられている。また、仮説を立てる過程で、話し合いを促すなどの工夫がされ、科学的に探求しようとする態度を育むための適切な内容が取り上げられている。

<人権の取扱い>

各社とも、自然環境への配慮や防災について適切に取り上げられている。また、生徒が使いやすく、わかりやすいように、フォントや文字の大きさ等の配慮が見られる。安全面への配慮についても、注意を促すマークが示されており、啓林館では、すべての学年で、「実験を正しく安全に進めるために」が設けられ、実験のチェックリストや実験器具の使い方が示されている。巻末では、教科書に出ている主な物質や薬品の性質を示す工夫がされている。

<内容の程度>

各社とも、生徒の発達段階に応じた文章の分量と分かりやすい表現で記述されており、写真等の資料についても、考慮された内容となっている。重要語句については、本文上で太字にし、東書、大日本、教出、啓林館では、単元末でまとめられている。さらに教出では、重要語句を赤太字で示す工夫がされている。

<組織・配列>

各社とも、問題解決まで7～9段階に分けて進めるよう各単元を構成しており、単元末で振り返りができるように取り扱われている。また、目次では、領域ごとに単元が明示され、系統性が確認できるよう配慮されている。東書、大日本、学図、啓林館では他教科との関連について、教出では、算数・数学との連携について示されている。

<創意工夫>

各社とも、理科の見方、考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びが実現されるよう工夫されている。また、探求の過程や進め方を巻頭や巻末に示している。東書では、探求の流れの過程を単元中の見開きページの左下にも示す工夫がされ、学図では、授業1時間ごとの「見方」「考え方」でヒントが示されている。啓林館では、探究活動や自由研究について、多くの箇所で行われている。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、章末や単元末で学習内容の振り返りが設定され、学んだことから自然や身の回りの事物・現象について科学的に探究できるよう配慮されている。また、学習に役立つ情報をウェブサイトで見られるようになっている。

1. 発行者（会社名） 2社
17. 教出 27. 教芸

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、学習のねらい、学習する教材や曲を通して、身に付ける音楽の力や多様性について理解を図ることができる内容が取り上げられている。教出では、鑑賞教材でも歌唱と関連させて学習することができ、伝統音楽を身近に感じることができるよう、工夫されている。教芸では、單元ごとに学習内容が明確で、学びの流れがわかりやすくなっている。

<人権の取扱い>

各社とも、人権尊重の観点から、選曲、歌詞、文章、写真、挿絵、図、資料、持続可能な開発目標（SDGs）との関連などが適切に取り扱われている。教出では、感じたことをまとめて交流できる欄があることで、他者と協働し、対話的な活動を展開でき、教芸では、調べたり交流したりする活動が設定されており、深い学びにつながるよう配慮されている。

<内容の程度>

各社とも、生徒の発達段階を考慮した内容になっている。〔共通事項〕について、教出では、「学びのユニット」に記され、指導のポイントがわかるように配慮されている。教芸では、「学習の内容」に1年間の学びとの関連がまとめられており、見通しを持って学習することができるように配慮されている。

<組織・配列>

各社とも、表現と鑑賞が段階的に取り上げられ、学びが深まるように配列されている。教芸では、見開きページの両端に、〔共通事項〕に示されている用語や記号、題材名の下部には具体的な学習活動が示されるなど、効果的な指導が行われるように構成されている。

<創意工夫>

教出では、「ACTIVE!」で示された手順に沿って学習を進めることで、音楽的な見方・考え方を働かせながら思考、判断し、表現できるよう工夫されている。教芸では、キャラクターの発言や演奏者からのアドバイスで学習のポイントやヒントを示している。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、巻末で学習した内容を振り返ることができるように配慮されている。教出では、「まなびリンク」で、自宅でも鑑賞教材や歌唱曲に触れることができ、教芸では、ゲーム形式で、生徒が楽しみながら楽典を学習できるような工夫がされている。

1. 発行者（会社名） 2社
17. 教出 27. 教芸

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、学習する教材や楽器についての基礎的な知識や奏法を身に付け、創意工夫を生かした音楽表現ができるよう配慮されている。また、生活や社会の中の音や音楽について考える教材が幅広く取り入れられている。

<人権の取扱い>

各社とも、人権尊重の観点から、選曲、歌詞、文章、写真、挿絵、図、資料などが適切に扱われており、多様な他者を尊重し、協働していくことができるよう配慮されている。

<内容の程度>

各社とも、生徒の発達段階を考慮した内容になっている。教出では、「Let's Play」で初級から中級向けの合奏、「Let's Try!」で、より発展的な合奏を中心に構成しており、段階を踏みながら学習を広げることができるよう工夫されている。教芸では、「アンサンブル」教材で、楽器の種類やリズム伴奏が工夫できるように配慮されている。

<組織・配列>

教出では、「演奏の仕方を身につけよう」で、まず、小学校でも扱っているリコーダーを扱い、管楽器、弦楽器、打楽器の順に楽器の基礎的な知識や奏法が身に付けられるようまとめられ、「合わせて演奏しよう」へと系統的に配列されている。教芸では、冒頭に「アンサンブルセミナー」を配置し、続いて、小学校でも扱っているリコーダーを扱い、弦楽器、打楽器、管楽器の順に楽器の基礎的な知識や奏法が身に付けられるようまとめられ、「アンサンブル」「楽器でMelody」へと系統的に配列されている。

<創意工夫>

各社とも、楽器の特徴を踏まえて、考えたことを書く欄や、創作した音やリズム等を記載する欄が設けられており、自分の考えや作品を紹介し合うことで、互いの見方・考え方を知り、さらに言語活動に進めていくことができるよう工夫されている。教芸では、各楽器のコラムで、聴き比べる要素や工夫するポイントが示されている。

<補充的な学習・発展的な学習>

教出では、「発展」の「吹く楽器の仲間たち」「弾く楽器の仲間たち」のコーナーで、世界の諸民族の楽器の背景にある文化や伝統、構造について調べるなどして、教芸では、「Challenge!!」において、奏法を選択したり演奏パートを交代したりして、生徒が音楽文化に豊かに関わるよう配慮されている。

- | | | | |
|-------------|--------|---------|--|
| 1. 発行者（会社名） | 3社 | | |
| 9. 開隆堂 | 38. 光村 | 116. 日文 | |

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、單元ごとに題材を通して育成すべき資質・能力に基づいた目標が示されており、適切な内容が取り上げられている。光村では、題材ごとに「表現」「鑑賞」マークとともに学習のねらいが提示され、開隆堂と日文では、題材ごとにマークや学習のポイントが提示され、生徒が造形的な視点を意識して表現や鑑賞の活動に取り組めるよう配慮されている。

<人権の取扱い>

各社とも、マークとともに用具の取り扱いについて具体的に示され、安全に使用できるよう配慮されている。また、人権尊重の観点から、作品例、文章、挿絵、図、資料などが適切に取り上げられている。開隆堂と日文では、持続可能な開発目標（SDGs）のロゴやポスターを掲載し、光村では、性の多様性、いじめ防止についての生徒作品が掲載されており、誰もが生活しやすい社会の在り方を考える題材となっている。

<内容の程度>

各社とも、生徒の発達段階に応じて鑑賞の活動の内容がバランスよく取り上げられている。開隆堂では、「日本らしさ」を鑑賞の中心的な課題に据えた題材を多く掲載し、日本の文化を系統的に学習したり、現代の事例などから、世界に広がる日本の文化について学習したりできるよう配慮されている。光村では、日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質、日本と諸外国との美術や文化の相違点や共通点に気付くことができるよう配慮されている。

<組織・配列>

各社とも、ページ下部に、題材と関連付けて学習できる他教科の内容が示されている。光村や日文では、道徳とのつながりが示され、また他教科とのつながりを示すコラムが設けられており、教科横断的な視点で効果的な指導が行われるよう配慮されている。

<創意工夫>

各社とも、発想や構想の際に感じたことや考えたことを言語化したり、他者との対話を通して見方・考え方を広げたりできるよう工夫されている。

<補足的な学習・発展的な学習>

開隆堂では、「暮らしに生きる美術」などで、美術が社会で実際に活用されている事例を、光村では、1日の生活の中で身の回りにあるものや空間などのデザインについてを、日文では、「社会に生きる美術の力」などで、多方面で活躍している人々がそれぞれの人生の中で美術の学びが生かされていることを紹介し、社会との関連性を考え、豊かな生活を創造することができるよう配慮されている。

1. 発行者（会社名） 4社
2. 東書 4. 大日本 50. 大修館 224. 学研

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、学習課題を整理し、課題解決に取り組むことで、運動の特性に応じた技能や個人生活における健康・安全の知識・技能を身に付けられる内容が取り上げられている。大日本では、学習したことを活用して、生活の中でどのように実践していくかを考えるため、単元末に「活用して深めよう」、章末に「学びを活かそう」を設けて、明るく豊かな生活を営む態度を養うよう取り扱われている。

<人権の取扱い>

各社とも、いじめや人間関係などの悩みに対処する方法などが取り上げられている。また、東書、学研では、性の多様性を取り上げ、人権尊重の観点に配慮されている。

<内容の程度>

各社とも、文章はわかりやすく、簡潔な記述であり、分量とともに適切である。写真、挿絵、図、表などの資料についても、生徒の発達段階を考慮した内容となっている。

<組織・配列>

各社とも、見開き2ページを1単位時間で学習することを基本とし、本文や写真、挿絵、図、表などが効果的に配置されている。東書では、他教科との関連を多く示し、他の教科とのつながりを持って学習できるよう配慮されている。大日本、大修館、学研では、学年ごとに前半に体育編、後半に保健編が配列されており、東書では前半に保健編、後半に体育編が配列されている。

<創意工夫>

各社とも、単元の課題を示し、学習過程の中で、生徒自身が自分のこととして、課題を合理的に解決する学習活動が行えるよう工夫されている。大日本では「話し合ってみよう」、学研では「まとめる・深める」など、言語活動を充実させる活動が多く設けられ、学習した内容を活用して、グループで意見を交流できるよう配慮されている。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、学習に役立つ情報をウェブサイトで見ることができ、動画や資料等を活用して、発展的な学習に取り組むことができるようになっている。東書と大修館では、巻末に重要な言葉の解説、章末に問題が設けられ、学習を振り返ることができるよう配慮されている。

1. 発行者（会社名） 3社
2. 東書 6. 教図 9. 開隆堂

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、技術に関する原理や法則、基礎的な技術の仕組みを学べるよう、適切な内容が取り上げられている。また、各内容の最後と巻末に学習のまとめが掲載されるなど、よりよい生活や持続可能な社会の構築について考え、技術を適切に評価し、活用しようとする力を身に付けることができるよう取り扱われている。

<人権の取扱い>

各社とも、作業を安全に進めるため、実習や実験における安全のポイントには、マークをつけて事故防止に留意するよう配慮されている。開隆堂では、情報を安全に利用できるよう、SNSの利用事例を、「個人情報の保護」「人権・プライバシーの保護」「肖像権の保護」の3つの観点で示しており、その重要性が生徒により伝わるよう取り扱われている。

<内容の程度>

各社とも、生徒の発達段階に応じた、文章の量とわかりやすい表現で記述されている。東書では、「TECH Lab」で工具を使う様子を大きな写真で示しており、問題の解決方法を視覚的に捉えられるように工夫されている。教図では、本文上の重要語句については、青太字で示されており、生徒がより意識して学習できるよう工夫されている。

<組織・配列>

東書では、ページ下部の「技術の工夫」で、開隆堂では、ページ下部に掲載されている「豆知識」で、生徒が興味を持つことができるように、用語解説や技術の工夫が紹介されている。

<創意工夫>

各社とも、基本的な学習過程の中で、技術によって生活や社会の問題を解決する力を身につけることができるように工夫されている。東書では、各編において、考えたり、調べたり、話し合ったりする学習活動を促している箇所が多く設定され、生徒の自主的な活動につながるよう工夫されている。教図では、言語活動を促している場面を多く設定し、対話につながるよう工夫されている。

<補足的な学習・発展的な学習>

各社とも、学習のまとめとして、単元の内容を振り返る場面が設けられている。また、技術者のメッセージを紹介するなど、生徒の勤労観や職業観を育むことができるように配慮されている。なお、「QRマーク」及び「二次元コード」があるところは、学習に役立つ情報をウェブサイトで見ることができる。

1. 発行者(会社名) 3社
2. 東書 6. 教図 9. 開隆堂

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、生活の自立に必要な基礎・基本を本文ページで的確に押さえており、生活で生きる知識及び技能を育む内容が取り上げられている。また、学習で身に付けたことを元に生活の中から問題を見出し、生活の営みに係る見方、考え方を働かせて、課題を設定し、新しい課題に取り組むことができるような内容が取り扱われている。

<人権の取扱い>

各社とも、文章、写真、挿絵、図、資料などが、人権尊重の観点から配置されており、性別による役割等にも偏りがないよう取り扱われている。東書では、基本的なルールやマナーなどに関する内容には「マナー」マークで注意喚起し、他者を思いやり、人権を尊重する態度を身に付けることができるように配慮されている。また、教図では、さまざまな人と助け合い、生活していく上で大切なことが「共生」マークで示されている。

<内容の程度>

各社とも、文章の記述や分量が生徒の発達段階を考慮した内容になっている。また、専門的な用語については注釈をつけて、簡潔な表現で解説が補足されている。東書では、実習や生活での実践に必要な、必ず身に付けさせたい基礎的な技能が「いつも確かめよう」としてまとめられている。

<組織・配列>

東書では、「ガイダンス」「衣食住の生活」「消費生活・環境」「家族・家庭生活」「生活の課題と実践」、教図、開隆堂では、「ガイダンス」「家族・家庭生活」「衣食住の生活」「消費生活・環境」「生活の課題と実践」の順で配列され、各分野の目標や内容もふまえ、効果的な指導が行われるよう組織・配列されている。

<創意工夫>

各社とも、「話し合ってみよう」「考えてみよう」「やってみよう」など、実践的・体験的な活動を通して言語活動を行えるよう工夫されている。東書では、巻末付録として「防災・減災手帳」を掲載し、日常で活用できるよう工夫されている。教図では、重要語句を青太字で強調して示されている。開隆堂では、食物アレルギーを含む食材についての情報が調理実習例に黄色で強調して掲載されている。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、領域ごとのまとめのページを掲載し、基礎的な知識・技能の習得を補充するように配慮されている。東書では、Dマーク、教図、開隆堂では、二次元コードが掲載され、学習に役立つ情報をウェブサイトで見ることができる。また、開隆堂では、各ページの右上に学習に関連した小さな写真を掲載し、日常で活用できる知識が身に付くよう工夫されている。

1. 発行者(会社名) 6社

2. 東書 9. 開隆堂 15. 三省堂 17. 教出 38. 光村 61. 啓林館

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

各社とも、目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について理解し、表現したり伝え合ったりする内容が取り上げられている。開隆堂や三省堂、光村では、自分の考えを表現する活動が多くページで取り扱われている。

<人権の取扱い>

各社とも、国際理解を深め、国際協調の精神を養うことができるように配慮されている。また文章、写真、挿絵、図、資料などが、すべての生徒に見やすく、使いやすいように取り扱われている。1年では4線ノートの幅や線種、基準の色使いなどが工夫されており、英字のフォントや文字の大きさにおいても学年に合わせ、配慮されている。

<内容の程度>

各社とも、新出言語材料の分量や提示の仕方について、生徒の発達段階が考慮されている。東書、開隆堂では、各単元の初めに、新出言語材料を使用する場面が具体的にイラストやマンガ等で示されており、容易に学習に向かうことができるように工夫されている。

<組織・配列>

各社とも、目標や内容を踏まえて、教科横断的な視点も含め、効果的な指導が行われるよう組織・配列されている。開隆堂、啓林館では、生徒の日常生活の場面でのやりとりが多く扱われている。

<創意工夫>

各社とも、1年冒頭で、小学校で学んだ英語表現を復習できるようになっている。1年の複数単元では、小学校で学んだ表現を文法として学んだり、活用したりする場面が設定されている。東書、三省堂では、小学校でふれた単語が使用されている場合は、当該ページの下にその旨が記載されている。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、生徒の表現活動に使える語彙や表現が豊富に示されている。また、付録や巻末では、さらに多くの語彙や表現が示され、生徒が必要に応じて使えるよう配慮されている。教出では、赤色のマスキングシートが付録されており、今まで学んできた語彙や表現などを自学自習できるように工夫されている。

1. 発行者（会社名） 7社
2. 東書 17. 教出 38. 光村 116. 日文 224. 学研
232. あかつき 233. 日科

2. まとめ

<目標・内容の取扱い>

東書、教出、光村、日文、学研では、教材の冒頭に主題となるテーマ等を設定しており、生徒が見通しを持ちながら考えることができるよう取り扱われている。あかつき、日科では、教材の冒頭に主題や発問を示さないことで、生徒自らの気づきや考えを促そうとすることができるよう取り扱われている。

<人権の取扱い>

各社とも教材内容や文章、写真、挿絵、図、資料など、人権尊重の観点に基づき適切に取り扱われている。情報モラルについては、全学年で取り扱われており、SNSの使う際のルールや人間関係への影響なども取り上げられている。現代的な人権課題として、東書、日文では、子どもの権利条約を、日科では、性の多様性を取り扱った教材が設定されている。

<内容の程度>

各社とも、生徒の発達の段階を考慮し、指導のねらいに即した内容となっており、全学年でいじめに関する教材が扱われている。また、現代的な諸課題等について、幅広く取り扱われ、生徒が道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることができるように配慮されている。

<組織・配列>

各社とも、全学年で教材が4つの視点でバランスよく組織・配列されており、内容項目によっては複数の教材で設定されている。日文、あかつきでは、本冊と道徳ノートの2冊で構成されている。また、東書、光村、日文、あかつきでは、教材に関連する他の教科等が示されている。

<創意工夫>

東書、光村、日文では学期末、教出、学研、あかつきでは学期末と学年末、日科では学年末に、振り返りのページが設定され、自らの成長を実感したり、これからの課題や目標を見つけたりすることができるよう工夫されている。

<補充的な学習・発展的な学習>

各社とも、教材を補充するページやコーナーが設けられ、多面的・多角的な視点から振り返って考えたり、さらに新しい考え方を生み出したりできるよう配慮されている。東書、教出、光村、日文、学研、あかつきでは、学習に役立つ情報をウェブサイトで見ることができるようになっている。

議案第22号

令和3年度使用小学校教科用図書採択について

令和3年度使用小学校教科用図書採択のため、教育委員会の議決を求める。

令和2年7月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和3年度使用小学校教科用図書採択を行うため。

小学校用教科書

種 目	発行者	書 名
国 語	光村図書出版	国語
書 写	光村図書出版	書写
社 会	日本文教出版	小学社会
地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6 年
算 数	新興出版社啓林館	わくわく 算数
理 科	新興出版社啓林館	わくわく理科
生 活	新興出版社啓林館	せいかつ
音 楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	開隆堂出版	図画工作
家 庭	東京書籍	新しい家庭
保 健	東京書籍	新しい保健
英 語	東京書籍	NEW HORIZON Elementary English Course / Picture Dictionary
特別の教科 道徳	光村図書出版	道徳 きみが いちばん ひかるとき

議案第23号

寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会委員の委嘱及び
任命について

寝屋川市立地域交流センター条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年7月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立地域交流センター条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会委員を委嘱及び任命するため。

寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会委員の 委嘱及び任命について

1 委嘱及び任命委員数

公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者 1名

経営に関する知識を有する者 1名

学識経験を有する者 1名

社会教育委員 1名

社会教育部における部長 1名

2 委嘱及び任命委員名

委員構成 (寝屋川市立地域交流センター条例施行規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第1号	公募により選出した寝屋川市内に住所を有する者	みずの まさよ 水野 昌代	
第2号	経営に関する知識を有する者	きむら のりつく 木村 典嗣	税理士 近畿税理士会枚方支部 所属
第3号	学識経験を有する者	こう ちゃんす 高 昌帥	大阪音楽大学 教授 大阪音楽大学短期大学部 副学長
第4号	社会教育委員	おの たかし 小野 隆	社会教育委員会 議長
第5号	社会教育部における部長	みやけ しょうすけ 三宅 章介	社会教育部 部長

3 任期

委嘱及び任命日から寝屋川市立地域交流センターの指定管理者が指定された日まで

議案第24号

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命
について

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年7月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員（西田要一、辻阪みちよ、村口亜希子）の辞職及び解職に伴い、新委員を委嘱及び任命するため。

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について

1 委嘱及び任命委員数

学校関係者 1名

PTA関係者 2名

2 委嘱及び任命委員名

委員構成 (寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第3号	学校関係者	若林 勲	寝屋川市立国松緑丘小学校長
第4号	PTA関係者	北口 美由紀	寝屋川市立校園PTA協議会
第4号	PTA関係者	長嶺 陽子	寝屋川市立校園PTA協議会

3 任期

前任者の残任期間

(委嘱日から令和3年12月24日まで)

議案第25号

令和2年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について

令和2年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦をいたしたく、教育委員会の議決を求める。

令和2年7月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和2年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者を大阪府教育庁へ内申するため。